

- ✓ 新規感染者数の減少傾向の継続し、第8波の入り口であった11月中旬よりも低くなっている
 - ✓ 病床使用率の減少傾向が継続し、直近では重症病床使用率とともに低い水準で推移
- **全ての警戒度指標においてレベル1の状態**
- **今後も、入院・外来医療提供体制への負荷が小さい状態が継続することが見込まれる**

警戒度レベルを1に引き下げ (3/16~)

- ✓ **季節性インフルエンザ**は注意報レベルにあるものの横ばいで推移しており、例年の傾向を踏まえれば、**今後大きな増加は見込まれず**
- ✓ **コロナ新規感染者数**も低い水準

コロナ・インフル同時流行注意報を本日をもって解除

警戒度レベル1における対応

※要請内容の主な変更点は下線部

【区域】 栃木県全域

【期間】 令和5(2023)年3月16日(木)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策を徹底する。
- 都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。

基本的な感染対策＝「「三つの密」の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」等

(「マスクの着用」については、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねることを基本とする。

「令和5年3月13日(月)からのマスクの着用について」(R5.2.14栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部) 参照)

事業者に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**